

市川市クリーンセンターフロン類使用廃家電運搬処理業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務（運搬・処理）に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 市川市クリーンセンターフロン類使用廃家電運搬処理業務委託
- 2 委託目的 本業務は、市川市クリーンセンター（以下「委託者の施設」という。）に搬入された一般廃棄物のうち、フロン類（「クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」第2条第1項に規定する特定物質であるもの並びに「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項第4号に掲げる物質をいう。）使用廃家電（家庭用の除湿機や冷水機、製氷機、除湿機能付き空気清浄機等をいう。）に含まれるフロン類を適正に運搬処理を行うもの。
- 3 搬出場所 市川市田尻1003番地 市川市クリーンセンター
- 4 委託期間 令和7年7月1日 ～ 令和8年2月28日
- 5 委託内容

受託者は、クリーンセンター内に一時保管されているフロン類使用廃家電に含まれるフロン類を回収した後、廃家電をクリーンセンター不燃ごみピットに移送する。

回収したフロン類は適正に処理するものとする。

（1）処分対象と数量

・廃家電 約 450個

（2）フロン類の処理

ア) 受託者は、クリーンセンター内に一時保管している廃家電に含まれるフロン類は、大気中に飛散させないよう適正に回収すること。

イ) 受託者は、回収したフロン類は、適正に運搬し、再生または破壊を行うこと。

ウ) 受託者は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」第2条第3項に定められている第一種特定製品が廃家電に含まれていた場合は、行程管理票、再生・破壊管理票等の書面をフロン排出抑制法報に基づき適正に作成し交付する。

委託者は、その書面作成に協力する。

エ) 家庭用エアコンや冷蔵庫等、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の適用を受けるものは、本委託対象としないので処理しないこと。

（3）廃家電の運搬

ア) 受託者は、フロン類を回収した廃家電を運搬車両に積み込み、クリーンセンタープラットホームに搬入し、係員の指示に従い不燃ごみピットに投入する。

イ) 受託者は、運搬のための車両を用意し、廃家電を飛散させないよう必要な措置を講ずること。

ウ) フロン類を回収した廃家電は本体とコンプレッサーを分離し、本体のみをプラ

ットホームに運搬すること。コンプレッサーは発注者の指定する場所に運搬するものとする。

(4) 処理量の確認

廃家電の処理量については、委託者が立会いのもと、作業前及び作業後に確認した数量とし、一作業月ごとに業務実施報告書（様式任意）に処理量を記載する。

6 添付書類

- 別紙 1 案内図
- 別紙 2 搬出場所
- 別紙 3 業務完了報告書
- 別紙 4 完了届

7 委託実施日及び時間

委託業務実施日及び時間については、以下のとおりとする。但し、特別の事由のある場合は協議のうえ決定する。

- (1) 委託実施日 月曜日～土曜日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日は休止するものとする。）
- (2) 時間 午前 9 時～午後 4 時

8 提出書類及び報告書（成果品）

- (1) 契約締結後、委託開始前に以下の書類を提出すること。
 - ①着手届
 - ②業務計画書
 - ③運搬に使用する車両の車検証及び運転手の運転免許証の写し
 - ④第一種フロン類充填回収業者登録申請書及び登録証の写し
- (2) フロン処理に関する書面（第一種特定製品を処理した場合のみ）
 - ①行程管理票
 - ②再生・破壊管理票（破壊証明書・再生証明書）
- (3) 業務完了報告書

受託者は、一作業月ごとに、廃家電の処理量を取りまとめて委託金額を算出し、10 日以内に業務完了報告書を委託者へ報告するものとする。業務完了報告書は別紙 3 を使用するものとする。

(4) 作業完了の届出

本業務が完了した場合、受託者は完了届を委託者に提出するものとする。完了日が契約期間の末日の場合は、完了日に完了届を提出するものとする。完了届は別紙 4 を使用するものとする。

9 廃棄物の適正処理のために必要な情報の提供

受託者は、廃家電の適正な処理のために必要な情報がある場合は、次に掲げる事項を記載した廃棄物データシートその他の書類を契約時に必要に応じて、委託者に提供するものとする。受託者は、運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。

万一混入したことを知り得たときは、直ちに委託者に通知するものとする。

- (1) 廃家電の性状及び荷姿に関する事項
- (2) 通常の保管状態における腐敗、揮発等の性状に関する事項
- (3) 産業廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項

(4) その他取扱う際に注意すべき事項

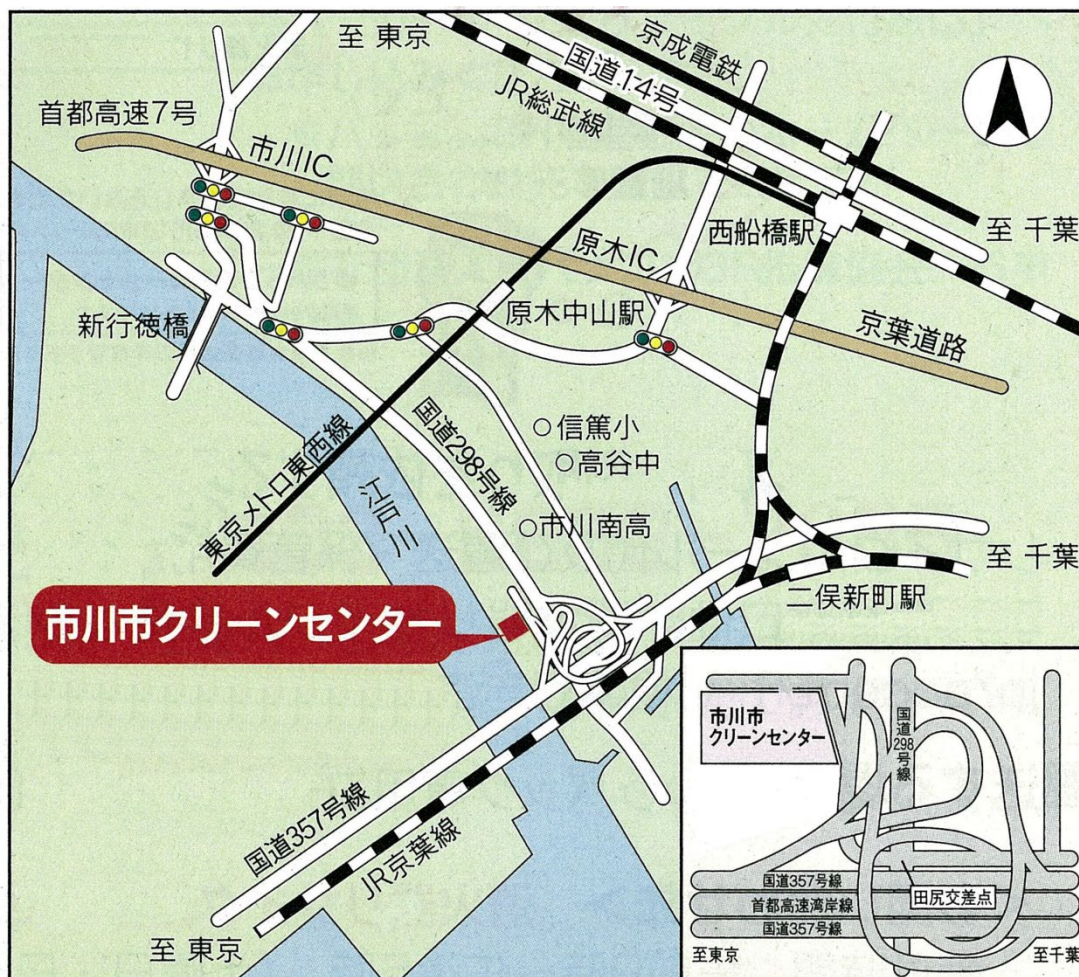
10 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された業務を他人に委託してはならない。

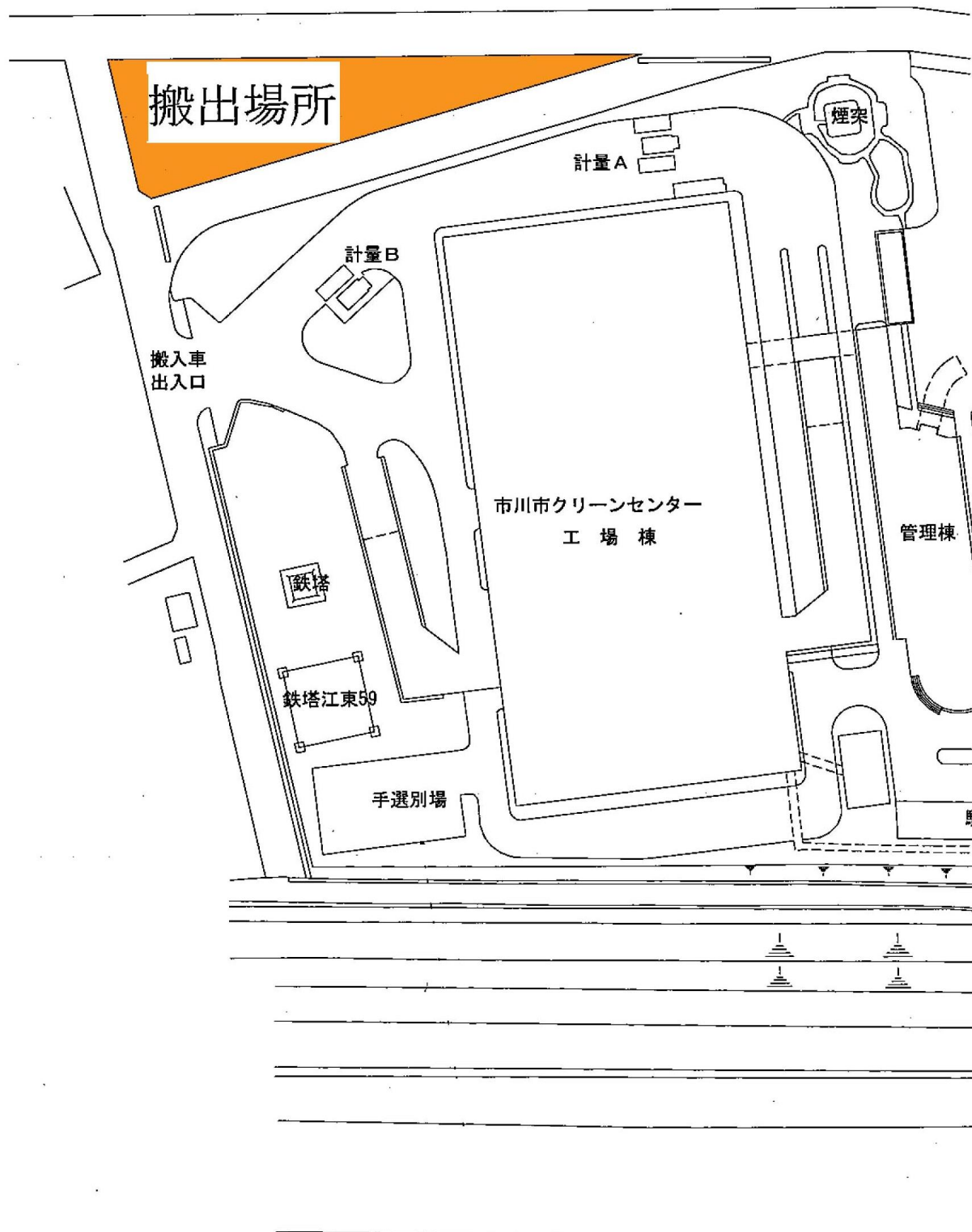
11 その他

- (1) 受託者は、業務履行に当たっては、クリーンセンター施設の利用者に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。
- (2) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (3) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。
- (4) 受託者は、委託者の取り組んでいる環境施策（ISO関係、ごみの資源化・減量、カラス対策等）に対し、十分理解し、協力しなければならない。
- (5) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (6) 業務の履行に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 受託者は、業務履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置の講ずるものとする。
- (8) 契約書については契約終了の日から5年間保存するものとする。
- (9) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、受託者と委託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

案内図



搬出場所



令和 年 月 日

市川市長様

住所

氏名

印

業務完了報告書

下記のとおり 月期 の業務が完了したので、届出をします。

1. 業 務 名

- ## 2. 施行場所

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 金 額 円 (令和 年 月分)

5. 期 間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

7. 作業報告 別紙 業務実施報告書のとおり

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 業 務 名 _____

2. 施行場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 金 額 _____ 円 (単価契約の場合は総額を記入)

5. 期 間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日